

○災害対策本部等設置基準例

県名	災害の種類	災害対策本部等	災害対策本部 配備体制	警戒本部等
山梨県	風水害、地震、火山	1. 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき。 2. 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3. 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき 4. 富士山に噴火警報:噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき	職員全員	(地震災害警戒本部) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報発表) (第2配備態勢)
福島県	風水害等	1. 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。 3. 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。	職員全員	(特別警戒本部) 1. 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2. その他特に副知事が必要と認めたとき。
	地震	1. 県内において震度6弱以上を観測したとき。 2. 県内において震度5弱、5強を観測し、県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。 3. 気象庁の発表にかかわらず、県内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。 4. 気象庁が、福島県沿岸に「大津波」の津波警報を発表したとき。 5. 津波により県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき		(特別警戒本部) 1. 県内において震度5強の地震が観測されたとき。 2. 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3. その他特に副知事が必要と認めたとき。
茨城県	風水害	(非常体制) 第1 大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。 ※災害応急対策が円滑に行える体制 ※災害警戒本部または災害対策本部を設置 第2 局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。 ※人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 第3 県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。 ※大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制	第1 職員の5分の1 第2 職員の3分の1 第3 職員の2分の1	(連絡配備) 大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。 (警戒体制・事前配備) 第1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。 ※必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催 第2 事前配備第1の体制を取った場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。 ※災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
	地震	(非常体制) 第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に「津波」の津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。 ※災害応急対策が円滑に行える体制 第2 県内で震度6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に「大津波」の津波警報が発表されたとき又は「警戒宣言」が発令されたとき。 ※人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 第3 地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に「大津波」の津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。 ※大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制		(連絡配備) 県内で震度4を記録したとき。 (警戒体制・事前配備) 第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。 ※必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催 第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。 ※災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置

○災害対策本部等設置基準例

県名	災害の種類	災害対策本部等	災害対策本部 配備体制	警戒本部等
栃木	風水害	次に掲げる場合において知事が必要と認めるときに設置する。 1. 県内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合 2. 県内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合 3. 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	(本部各部、支部の全組織における所要の人員又は全員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施	(災害警戒本部) 次のいずれかに該当する場合において栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めるとき 1. 県内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等中規模な災害発生のおそれがあるとき 2. 県内に中規模の災害が発生したとき
	地震	1. 県内に最大震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動的に設置する。) 2. 県内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めるとき。 3. 県内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、知事が必要と認めるとき。		(災害警戒本部設置) 1. 県内に最大震度5弱強の地震が発生した場合(自動的に設置する。) 2. 県内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めるとき。
新潟県	風水害	県の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全府的な対応が必要であると認められる場合	職員全員	梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、県内で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、危機管理監が必要と認めた場合
	豪雪	「新潟県豪雪災害対策本部」 豪雪により複数の地域振興局管内の市町村に災害救助法が適用された場合		(情報連絡室) 警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合 (豪雪警戒本部) 県内に大雪が降り、積雪量・降雪量予報などから雪害予防対策の強化が必要と認められる場合
	地震	県の地域において、地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全府的な対応が必要であると認められる場合 県の地域において、震度6弱以上の地震による揺れが観測された場合		震度5弱又は5強→直ちに「警戒本部」を設置 「津波注意報」又は「津波警報」→直ちに「警戒本部」を設置 (情報収集後) ・大きな被害の発生が判明した場合→知事の判断で「災害対策本部」を設置
福井県	風水害等	1. 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 2. その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	職員全員	(災害対策連絡室) 1. 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 2. 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 3. その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合
	雪害	1. 大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 2. その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合		(災害対策連絡室) 1. 大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 2. 広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 3. その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合
	地震	1. 県内で震度6弱以上を観測した場合 2. 第二注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 3. その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合		(警戒配備) 1. 県内で震度5強を観測した場合 2. 第二注意配備以降に知事が体制を強化する必要があると認めた場合

○災害対策本部等設置基準例

県名	災害の種類	災害対策本部等	災害対策本部配備体制	警戒本部等
長野県	風水害、地震、火山 (活動開始基準の⑩は事象発生と同時に活動を開始する基準)	(緊急体制) ①県下に震度6弱の地震が発生した時 大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時  (全体体制) ②県下に震6強及び7の地震が発生した時 ③東海地震が発生した場合 ④東海地震注意情報が発表された場合 ⑤東海地震予知情報が発表された場合 ⑥県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時  知事は、各活動体制のいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき並びに県下に震度6弱以上の地震が発生したときは、県災害対策本部を設置	(緊急体制) ①災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 (全体体制) ②県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ③災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	(非常体制) ①県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ②大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ③長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ④噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備)、噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時(レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時) ⑤以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時
静岡県	風水害等	【災害対策本部】 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるとき	職員全員	【警戒本部設置体制】 大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき
	火山	【災害対策本部】 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて設置		【警戒本部設置体制】 「噴火警報(レベル4 避難準備、レベル5 避難)」又は危機管理課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき
	地震	【災害対策本部設置準備体制】 (全職員動員体制) 県内の震度観測点で震度6(弱・強)、震度7の地震を観測し気象庁が発表したとき 全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制 【災害対策本部】 知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置。		【事前配備体制】 【情報収集体制】 県内(出先機関事務所においては、管轄する市町)の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき 【警戒体制】 県内(出先機関事務所においては、管轄する市町)の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき 【災害対策本部設置準備体制】 県内(出先機関事務所においては、管轄する市町)の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 【地震災害警戒本部】 「警戒宣言」が発令されたとき